

事務連絡  
令和5年3月28日

各地方農政局農地整備課長 殿

農村振興局整備部農地資源課  
多面的機能支払推進室長

令和4年度財務省予算執行調査の結果を踏まえた多面的機能支払交付金における  
ガイドラインひな型への追記について

令和4年3月25日付け財計第1458号により多面的機能支払交付金が財務省の予算執行調査の対象となり、令和4年7月に別添のとおり、調査結果が公表されました。

当該調査結果を受け、交付金のより一層の適切な執行を図るため、農林水産省が作成するガイドラインのひな型に別添のとおり、「日当の単価設定の考え方」、「注意すべき不適切な実施例」を新たに追記することとします。

追記した内容について、貴局管内の都府県に対しては貴職から、都府県内の推進組織及び市町村に対しては都府県から、周知するとともに、下記のとおり適切な運用をお願いします。

記

- 1 都府県又は市町村等は、「活動の手引き」等の活動組織・広域活動組織を対象とするガイドライン等に「日当の単価設定の考え方」、「注意すべき不適切な実施例」を全て明記した上で、周知すること
- 2 活動組織又は広域活動組織は、多面的機能支払交付金の執行において、新たに追記した「注意すべき不適切な実施例」が発生しないよう、十分留意すること  
市町村は実施状況の確認等を通じて、そうした事案が発生していないか、適宜確認すること  
なお、不適切な事案への支出があった場合は、返還となる可能性があることを周知すること

以上

担当 農地資源課多面的機能支払推進室  
保全指導班 小林、早坂、平山  
代表：03-3502-8111（内5618）  
直通：03-6744-2447  
FAX：03-3592-0302

# 総括調査票

調査事案名	(22) 多面的機能支払交付金			調査対象 予算額	令和3年度：48,652百万円 ほか (参考 令和4年度：48,702百万円)		
府省名	農林水産省	会計	一般会計	項	農村整備推進対策費	調査主体	共同
組織	農林水産本省			目	日本型直接支払交付金	取りまとめ財務局	(東海財務局)

## ①調査事案の概要

### 【事案の概要】

本事業は農業・農村の多面的機能（国土の保全、水源の涵養、自然環境の保全、良好な景観の形成等）の維持・発揮を図るため、地域共同で行う、以下の活動を支援するものである。

（本調査は、平成27年度、平成29年度予算執行調査のフォローアップ調査として実施。）

#### 多面的機能支払交付金（農地維持支払）

多面的機能を支える共同活動を支援

- 支援対象**
- 農地法面の草刈り、水路の泥上げ、農道の路面維持等の基礎的保全活動 等

#### 多面的機能支払交付金（資源向上支払）

地域資源（農地、水路、農道等）の質的向上を図る共同活動を支援

- 支援対象**
- 水路、農道、ため池の軽微な補修
  - 施設の長寿命化のための活動 等

#### 多面的機能支払推進交付金

都道府県、市町村及び推進組織が行う事業の推進に必要な事務費

### 【前回の調査結果（平成29年度）の概要】

#### 調査結果の概要及び今後の改善点・検討の方向性

- 事業経費の執行管理体制について  
活動組織及び都道府県・市町村等に対し、交付の対象外となる支出経費を例示して指導するなど、適切な執行管理体制を確保すべき。
- 多面的機能支払推進交付金について  
効率的な運用が図られるよう10a当たりの執行額が高い府県について、実態把握を行い、必要に応じて指導等を行うべき。

### 【事業の流れ等】



### 【国費の流れ】



### 反映の内容等

- 事業経費の執行管理体制について  
都道府県・市町村等に対し、交付対象外経費を例示するとともに、活動組織に周知することにより、適切な執行管理体制を確保。
- 多面的機能支払推進交付金について  
推進交付金の効率的な運用が図られるよう平成30年度の推進交付金の配分に反映。

# 総 括 調 査 票

調査事業名 (22) 多面的機能支払交付金

## ②調査の視点

### 1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

日当の単価設定について、地域によってバラつきが生じていないか。

日当の基準について、ガイドライン等に定められているか。

【調査対象年度】  
平成29年度～令和3年度  
【調査対象先数】  
活動組織：425先  
活動組織の属する市町村：358先

### 2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

交付金の使途について、不適切な事例はないか。

例示された交付対象外経費がガイドライン等で活動組織に周知されているか。

【調査対象年度】  
平成29年度～令和3年度  
【調査対象先数】  
活動組織：425先  
活動組織の属する市町村：358先

## ③調査結果及びその分析

### 1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

#### (1) 日当の単価設定について

日当は、多面的機能支払交付金（以下「交付金」という。）の使途の約40%と大きな割合を占めている中、組織・地域によって、日当の単価設定にバラつきが見られた。

例えば、時間単位で単価を設定している366活動組織のうち、令和元年度の草刈りの単価を比較したところ、

- ・組織によって、2,000円以上～750円未満まで差が生じている。【表1】
- ・地域によって、最高の北海道（1,413円）と最低の東海（900円）で、1.57倍の差が生じている。【図1】

#### (2) 日当に係る基準のガイドライン等への記載について

各市町村等は、農林水産省が作成したひな型を参考に各地域の実情に応じて活動組織向けに交付金全体のガイドライン等を作成することとなっているが、ひな型に日当に係る基準の記載はなく、日当の基準をガイドライン等で示していた市町村等は18先（5%）に限られた（基準の例：上限単価の設定等）。

また、ガイドライン等自体が未策定の市町村等が6先（1.7%）あった。

### 2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

#### (1) 不適切事例の把握について

平成29年度から令和3年度までの市町村の実施状況確認の結果、不適切事例を把握している市町村は41市町村（11.5%）であり、計354件の不適切な事例が見られた。【表2】

#### (2) 交付対象外経費のガイドライン等への記載について

各市町村等によってガイドライン等に記載している交付対象外経費にバラつきがあった。【表3】また、農林水産省がガイドライン等に明記するよう指示している交付金の対象外経費（表3の①～⑤が該当）をガイドライン等に記載していない市町村等も見られた。【表3】

事例	件数(発生割合)
①外注の際、複数者から見積もりを徴収していないなど	125 (35.3%)
②活動記録・財産管理台帳等の書類の作成漏れ(保存不備)	111 (31.4%)
③本活動の目的のみに限定が難しいもの、領収書がないようなものへの充当	81 (22.9%)
④その他(農業と関連しない地域の祭り、懇親会等への充当など)	37 (10.5%)

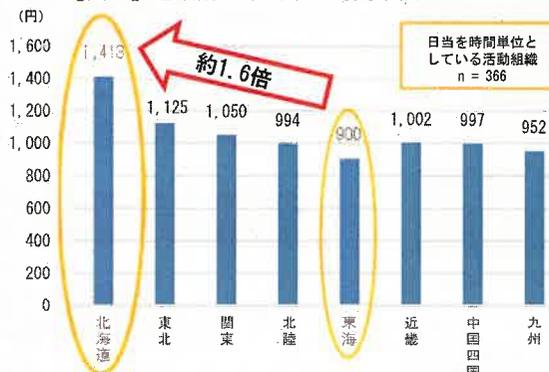
注：計数はそれぞれ四捨五入によっているため、端数において合計と一致しない。

【表1】 組織別 草刈りの時間単価

時間当たり単価	組織数
2,000円以上	6
1,500円～1,999円	22
1,250円～1,499円	17
1,000円～1,249円	258
750円～999円	42
750円未満	21

注：最高2,200円～最低250円

【図1】 地域別 草刈りの時間単価



【表3】 ガイドライン等における交付対象外の項目  
(ガイドライン等を作成している市町村等 n=352)

項目	記載なし 回答数(割合)
①営農に関する活動（個人の利益につながるもの等）	23 (6.5%)
②多面的機能の発揮と関連しない活動（農業と関連しない地域の祭り等）	6 (1.7%)
③他の補助事業の補助残（地元負担）への充当	25 (7.1%)
④維持・保全すべき管理者が存在する施設	10 (2.8%)
⑤自ら実施する必要があるものに要する経費	33 (9.4%)
⑥他の補助を受け保全を行っている施設	191 (54.3%)
⑦個人の財産に対する活動や、個人が単独で行った活動	245 (69.6%)
⑧本活動の目的のみに限定が難しいもの、領収書がないもの	272 (77.3%)

## ④今後の改善点・検討の方向性

### 1. 日当の単価設定及び日当に係る基準のガイドライン等への記載について

日当の単価設定にバラつきが見られるため、農林水産省において単価設定の基準等を示し、各市町村等のガイドライン等に記載するよう指導すべき。

ガイドライン等自体が未策定の各市町村等に対しては、速やかにガイドライン等を作成するよう指導・助言すべき。

### 2. 実施状況確認における不適切事例の把握等について

農林水産省において不適切事例の発生状況について実態を把握の上、各市町村等で作成するガイドライン等に反映すべき。

# 総括調査票

調査事業名 (22) 多面的機能支払交付金

## ②調査の視点

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせず解散した活動組織について

解散した活動組織に対して、市町村は指導・助言等を行ってきたか。

解散した活動組織が保全管理をしてきた農用地について、荒廃農地や未利用地は発生しているか。

【調査対象年度】平成29年度～令和3年度  
【調査対象先数】活動組織の属する市町村：358先

4. 多面的機能支払推進交付金について

多面的機能支払推進交付金（以下「推進交付金」という。）の平均執行額について、適切な執行となっているか。

【調査対象年度】令和2年度  
【調査対象先数】農林水産省：1先

## ③調査結果及びその分析

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせず解散した活動組織について

(1) 市町村の指導・助言について

解散した活動組織があると回答した251市町村のうち42市町村（16.7%）では、解散する活動組織に対して、解散前に活動継続のための具体的な指導・助言等を行っていなかった。【表4】

一方、市町村の「役員選出の助言」・「広域組織の新設・加入の助言」などにより、活動再開に至った活動組織も見られた。

(2) 荒廃農地等の発生状況について

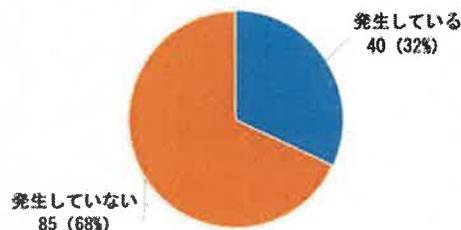
上記251市町村のうち、活動組織が保全管理をしてきた農用地の荒廃農地等の発生状況を把握している市町村は125市町村であった。そのうち、40市町村（32%）において、荒廃農地等が発生している。また、85市町村（68%）においては、荒廃農地等が発生していなかった。【図2】

【表4】解散する活動組織に対して行っていた指導・助言等（複数回答可）（単位：件数）

①非農業者等（集落外も含む）多様な人材の参画推進	52	(20.7%)
②地域内の担い手農業者・中心経営体等の育成・確保、連携強化	50	(19.9%)
③近隣集落等との連携強化	114	(45.4%)
④目標並びに取組内容の再検討	82	(32.7%)
⑤その他	28	(11.2%)
⑥具体的な指導・助言等を行っていない	42	(16.7%)

【図2】荒廃農地等の発生状況

荒廃農地等の発生状況を把握している市町村 n=125



4. 多面的機能支払推進交付金について

推進交付金は、事業に必要な事務費の1/2を国が負担することとして全体の予算額を計上し、各都道府県に配分している。

各府県の国費ベースの執行額を確認したところ、執行額上位5府県の10a当たり執行額は下位5府県と比べて大きな差が存在（3.6倍）している。【表5】

上位5府県と下位5府県を比較すると1組織当たり農用地面積に大きな差が存在（3.1倍）しており、組織の広域化が進んだ府県の方が効率的に執行されていると考えられる。

【表5】推進交付金の執行額等（国費ベース）

項目	平均	上位5府県	下位5府県
10a当たり執行額（円）	93	219	61 (← 3.6倍)
1組織当たり農用地面積（ha）	59	31	95 (→ 3.1倍)

注：北海道及び東京都は、農用地面積等の条件が府県と大きく異なるため、除外して比較している。

参考：前回調査と比較すると、10a当たり執行額は府県の平均で6%増加している。（平成28年度：88円 → 令和2年度：93円）

## ④今後の改善点・検討の方向性

3. 平成26年度に活動を開始し平成30年度に終了後、活動再開をせず解散した活動組織について

約17%の市町村が、解散する活動組織に対して具体的な指導・助言等を行っていないため、農林水産省は市町村が適切な対応をとるよう徹底すべき。

活動組織の解散後においても、荒廃農地等が発生していない地域があることから、農林水産省は解散後も農用地を維持している地域の実態を把握し、交付金の効果を検証すべき。

4. 多面的機能支払推進交付金について

推進交付金については、執行額が上位の府県の実態を把握し、必要に応じて組織の広域化等を促し、効率的な運用を図るべき。

## 支出に当たっての留意点②

### ○ 日当

- 日当の単価は、以下に示すとおり、地域で一般的に適用されている類似作業の労務単価等を参考にするなど、地域の実情を踏まえて決定し、毎年構成員全員に周知して下さい。
  - 地域別最低賃金
  - 地方公共団体単価
    - ⇒都道府県の非常勤職員単価
    - ⇒市町村の非常勤職員単価
  - 地域別組織単価
    - ⇒営農組合単価
    - ⇒水利組合単価
    - ⇒自治会単価
    - ⇒土地改良区単価
    - ⇒シルバー人材センター単価 等
  - 農作業単価
    - ⇒市町村農業委員会の農作業標準料金 等
  - 公共労務単価
    - ⇒公共工事設計労務単価 等

### 注意すべき不適切な実施例

#### [ 財産管理台帳の記載・作成漏れ ]

- ・更新等を行った施設（水路・農道等）、取得した機械（草刈機等）や器具（パソコン、プリンター、カメラ等）の財産管理台帳への記載漏れ
- ・活動において管理すべき財産を取得している場合における財産管理台帳の作成漏れ

※上記に該当する場合、早急に該当する施設等の財産管理台帳への記載等を行うよう、今後対応を改善する必要があります。

### 注意すべき不適切な実施例

#### [ 本交付金の活動以外又は活動のみに用途の限定が難しいものへの支出 ]

- ・本交付金の活動と関係性のない食料品、日用品、物品、日当等へ支出している。
- ・本交付金の活動以外にも使用している事務用品等へ支出している。
- ・認定農用地の区域外や河川・道路等管理者が別途存在し管理する土地での活動へ支出している。
- ・活動組織設立以前の活動へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

### 注意すべき不適切な実施例

#### [ 領収書等の書類がない支出 ]

- ・自動販売機での購入等、領収書（レシート）を確認出来ない物へ支出している。
- ・領収書等が紛失している等により支払いが確認出来ない物へ支出している。
- ・購入品の内容が領収書等で確認出来ない物へ支出している。

※上記に該当する場合、交付金返還の対象となります。

### 注意すべき不適切な実施例

#### [ 作業委託（外注）等の際に見積徴収を行っていない又は見積徴収先が3者未満 ]

- ・外注等（機械リース、機械の購入、事務委託、作業（工事）委託）の際に見積徴収を実施していない。
- ・外注等の際の見積徴収について、原則として3者以上に実施していない。

※上記に該当する場合、原則として3者以上から見積徴収を行うよう、今後対応を改善する必要があります。